

白浜町告示第12号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定による景観行政事務の処理を次のとおり開始し、景観法第7条第1項の規定による景観行政団体となる。

令和7年3月26日

白浜町長 大江 康弘



景観行政事務の処理を開始する日

令和7年5月1日